

令和8年度「農業経営革新ビジネスプラン作成講座」業務委託
提案仕様書

1 委託業務の名称 「農業経営革新ビジネスプラン作成講座」業務委託

2 委託の目的

本県農業の持続的発展を図るためには、自らの農業経営の発展と地域農業の維持・発展の両立を目指す経営理念を持ち、かつ優れた経営管理能力を有する企業的農業法人を確保・育成する必要がある。そこで、農業経営コンサルタントによるビジネス講座（農業経営革新ビジネスプラン作成講座）の実施により、農業経営の革新に向けた取組を支援し、本県の地域農業を支える企業的農業法人を養成する。

3 経営革新ビジネスプラン作成講座について

名 称	農業経営革新ビジネスプラン作成講座
受講対象者	売上1億円以上の企業的農業経営を目指す農業法人等の経営者及びこれに準ずる者
受講定員	15名程度
開催時期	9月～2月
回 数	8回（集合講座6回、個別相談2回）
時間／回	6時間（10:00～17:00）、個別相談は各回1者1時間程度
時間数	集合講座36時間、個別相談30時間
開催方法	集合講座は対面開催 個別相談はオンラインまたは対面開催
開催場所	鹿児島市内
研修内容 （必須事項）	ア 全国の先進的な農業経営者による経営事例の講演 （集合講座6回中3回以上） イ 経営理念、経営計画及び経営戦略の（再）構築の方法 ウ 企業的農業経営に必要な知識の習得 （生産・組織・財務・営業・マーケティング等） エ 経営コンサルタント等による個別相談 （財務状況に応じた助言、ビジネスプラン作成に向けた助言） オ 農業経営革新ビジネスプランの作成及び発表会
その他	受講者が全8回の講座に参加すること

4 実施期限及び予算上限額

実施期限	契約日から令和9年2月26日（金）まで
予算上限額	4,145千円

※予算上限額については、消費税額及び地方消費税額を含む

5 受託者の条件

- (1) 農業及び農業ビジネスに関する幅広い知見を有する者またはその人材を有する法人等。
- (2) 経営革新のための取組を支援し、本県の地域農業を支える企業的農業法人を養成する実践的な教育が実施可能であること。

6 委託業務の内容

- (1) 農業経営革新ビジネスプラン作成講座の実施・運営
各受講対象者に対して、3の内容に基づき、座学、演習、グループワーク、プレゼンテーション等を実施する。
- (2) 農業経営革新ビジネスプランの作成支援及び発表
本講座において、受講者の農業経営戦略計画を作成させるとともに、講座最終日に、受講者自らが見直した経営理念、戦略をビジネスプランとして発表する。
- (3) 会場運営
 - ア 会場内にスタッフを配置し、参加者の受付、誘導等運営全般を行うこと。
 - イ 会場レイアウトは県が指定する日時までに提案し、承諾を得ること。
 - ウ 施設内にない備品等で講座の開催上必要な場合は、受託者自身で用意すること。
 - エ 撤去作業は各会場の使用規定に準ずること。
- (4) 受講生から受講評価を徴収する。
- (5) 各講座について、ビデオ撮影し、提出する（受講生限定で復習等に活用するため）。
- (6) 委託業務実施報告書の提出
受託者は、委託業務を終了したときは、「委託業務完了報告書」及び講義で使用した資料の印刷物並びに電子ファイルを提出する。
- (7) 募集チラシの作成・印刷
 - ア 募集チラシを作成し、A4版カラー両面印刷で500部以上印刷する。
 - イ 募集チラシを受託者から県地域振興局・支庁の農政普及課等に送付する。
 - ウ 県ホームページ掲載用として、募集チラシの電子ファイルを提出する。
- (8) その他
講師謝礼費、旅費、人件費、チラシ作成費、会場使用料、その他講座開催に関する経費は全て当該委託料に含むものとする。

7 企画提案時の留意点

- (1) 本講座の具体的な内容・方法、場所、講師の職種、人数等について具体的に提案すること。
また、受講生の募集は、基本的に鹿児島県が行うが、受託者も募集が可能な場合は、その募集方法等を提案すること。
- (2) 今回示した業務内容以外に、予算額の範囲内で事業目的を達成するため、有効と思われる事項があれば、追加提案すること。

8 業務の実施体制等

業務全体の責任者である統括責任者及びそれぞれの業務実施に係る企画立案を行う企画担当者及び経理責任者を定めた業務実施体制を構築することとし、経理部門においては、複数の者によるチェック体制を設ける。

9 その他

- (1) 当業務委託で作成した実績報告等の権利は鹿児島県に帰属する。
- (2) 本事業に関して知り得た業務の秘密は、契約期間にかかわらず、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本事業に関し、疑義が生じた場合及び仕様書に記載の無い事項については、県と協議すること。
- (4) 事業の実施にあたっては、鹿児島県と十分に連携をとり、協議・調整の上、進めること。